



報道関係者 各位

平成 23 年 11 月 25 日

【照会先】

岐阜労働局職業安定部職業対策課

課長 奥洞 悦雄

地方障害者雇用担当官 大家 実

(電話) 058-245-1314

平成 23 年 障害者雇用状況の集計結果

岐阜労働局では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、平成 23 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、厚生労働者が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 3,956.5 人と過去最高を更新
- ・実雇用率は 1.65%
- ・法定雇用率達成企業の割合は 52.2%

＜公的機関＞（同 2.1%、岐阜県教育委員会は 2.0%）

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数 98.0 人、実雇用率 2.11%
- ・岐阜県警察本部：雇用障害者数 13.0 人、実雇用率 3.19%
- ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数 219.0 人、実雇用率 1.92%
- ・市町村の機関：雇用障害者数 485.5 人、実雇用率 2.06%

＜地方独立行政法人＞（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 17.0 人、実雇用率 1.07%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（資料1～4参照））があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は3,956.5人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、3,858.0人となり、前年より5.3%（195.5人）増加となる）。

- ・雇用者のうち、身体障害者は2863.0人、知的障害者は974.5人、精神障害者は119.0人であった。

- ・実雇用率は、1.65%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.78%程度となるものと推計される（注））。
また、法定雇用率達成企業の割合は52.2%であった。

〔総括表1、グラフ①②、詳細表①〕

（注）民間企業における改正前の雇用率に係る推計値の算出方法

- ・ H23障害者数－（短時間重度以外身体＋短時間重度以外知的）×0.5
＝制度改正前障害者数①
- ・ H23の短時間以外の常用労働者総数×H22平均除外率
＝制度改正前常用労働者総数
- ・ ①÷②＝制度改正前雇用率

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で555.0人、100～300人未満で1,302.5人、300～500人未満で380.5人、500～1,000人未満で578.5人、1,000人以上で1,140.0人であった。

- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.65%と比較すると、
→300～500人未満規模企業（1.74%）、同500～1,000人未満（1.74%）、同1,000人以上（1.70%）については上回った。
→100～300人未満規模企業（1.64%）、同56～100人未満（1.44%）については下回った。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が51.4%、100～300人未満が53.4%、300～500人未満が54.7%、500～1,000人未満が53.1%、1,000人以上が37.0%であった。

〔詳細表②〕

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が57.5人、「製造業」が1,581.0人、「情報通信業」が31.0人、「運輸業・郵便業」が440.0人、「卸売・小売業」が556.5人、「金融業・保険業」が212.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が33.0人、「宿泊・飲食サービス業」が43.0人、「生活関連サービス業」が172.5人、「教育・学習支援業」が30.5人、「医療・福祉」が508.5人、「サービス業」が151.0人、「その他」（「農業・林業」「鉱業・採石業・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業・物品賃貸業」「複合サービス事業」）が140.0人であった。

- ・産業別の実雇用率では、「運輸業・郵便業」（2.03%）、「医療・福祉」（1.97%）、「宿泊業・飲食サービス業」（1.83%）の3業種は法定雇用率を上回っている。

- ・加えて、「製造業」（1.79%）は、民間企業全体の実雇用率 1.65%を上回っている。

〔詳細表③〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業は562社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、68.9%（387社）と過半数を占めている。

- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、64.6%（363社）となっている。

〔詳細表④〕

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局（法定雇用率2.1%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は98.0人、実雇用率は2.11%であった。

〔総括表 2 (1)〕

(2) 岐阜県警察本部（法定雇用率2.1%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は13.0人、実雇用率は3.19%であった。

〔総括表 2 (2)〕

(3) 岐阜県教育委員会（法定雇用率2.0%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は219.0人、実雇用率は1.92%であり、未達成に転じた。

〔総括表2 (3)〕

(4) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は485.5人、実雇用率は2.06%であった
47機関中42機関が達成。

〔総括表2 (4)、詳細表⑤⑥〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は17.0人、実雇用率は1.07%であった。

地方独立行政法人は3法人全てが未達成。

〔総括表3、詳細表⑦〕

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	240,086.0 人	3,956.5 人	1.65 %	614 / 1,176	52.2 %
	(211,605.0 人)	(3,662.5 人)	(1.73 %)	(587 / 1,082)	(54.3 %)
全国(23年)	22,260,915.5 人	366,199.0 人	1.65 %	34,102 / 75,313	45.3 %

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県知事部局	4,636.0 人	98.0 人	2.11 %	0 人
	(4,451.0 人)	(95.0 人)	(2.13 %)	(0 人)
全国(23年)	260,148.5 人	6,321.0 人	2.43 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県警察本部	407.0 人	13.0 人	3.19 %	0 人
	(425.0 人)	(13.0 人)	(3.06 %)	(0 人)
全国(23年)	66,513.5 人	1,484.0 人	2.23 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県教育委員会	11,396.0 人	219.0 人	1.92 %	8 人
	(11,366.0 人)	(227.0 人)	(2.00 %)	(0 人)
全国(23年)	585,104.0 人	10,266.5 人	1.75 %	

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	23,535.5 人	485.5 人	2.06 %	42 / 47	89.4 %
	(19,605.0 人)	(435.5 人)	(2.22 %)	(45 / 48)	(93.8 %)
全国(23年)	1,049,375.5 人	23,363.0 人	2.23 %	1,970 / 2,353	83.7 %

3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

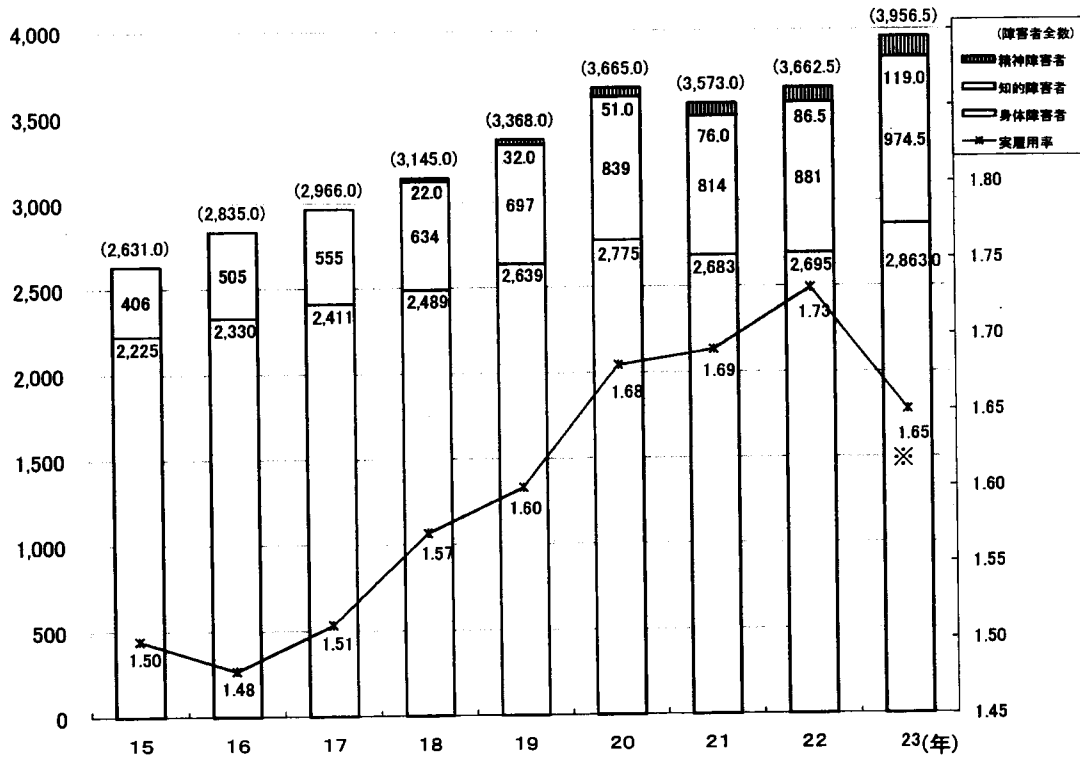
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	1,594.5 人	17.0 人	1.07 %	0 / 3	0.0 %
	(1,190.0 人)	(8.0 人)	(0.67 %)	(0 / 3)	(0.0 %)
全国(23年)	40,770.0 人	674.5 人	1.65 %	57 / 100	57.0 %

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 ()内は、平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における雇用障害者数と実雇用率の推移 【岐阜労働局】 【グラフ①】

<雇用障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>

1.8%

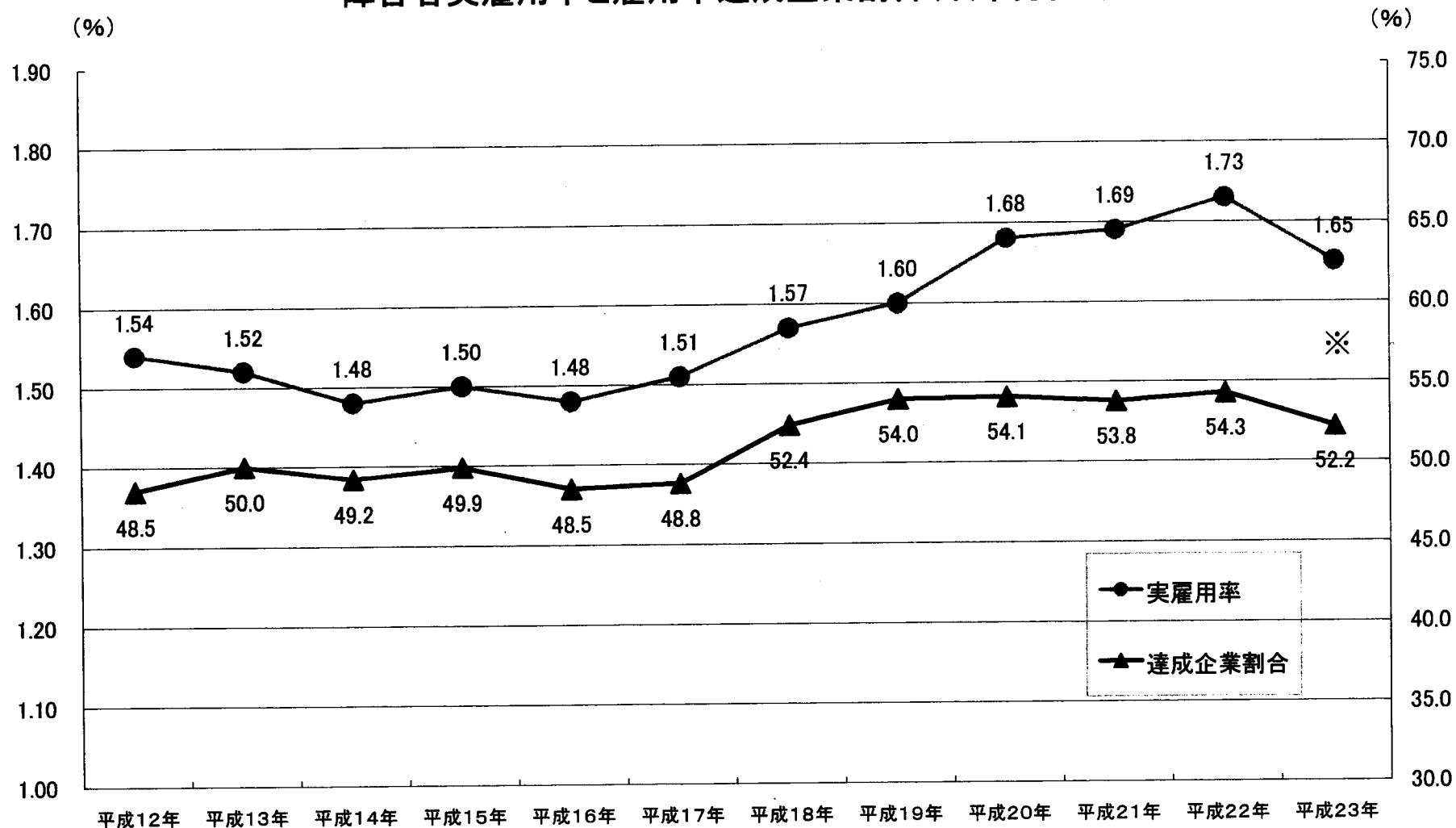
注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 平成22年7月以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 身体障害者である短時間労働者（重度障害者以外）
 - 知的障害者である短時間労働者（重度障害者以外）
 - （重度障害者以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合(岐阜労働局) 【グラフ②】



※平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | |
|---------------|-------|---|---------------------------------------|-------|-------|
| ○ 民間企業 | | { | 一般の民間企業 | | 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) | | |
| | | | 特殊法人等 | | 2. 1% |
| | | | (労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | | |
| | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | | | | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) | | |
| | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | | | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）